

北海道心の教育推進キャンペーンのための「キャッチフレーズ及びシンボルマーク」  
の使用に関する取扱要領

北海道心の教育推進会議

1 趣旨

この要領は、北海道心の教育推進会議（以下「推進会議」という。）が定めた北海道心の教育推進キャンペーンのための「キャッチフレーズ及びシンボルマーク」（以下「マーク等」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 マーク等の定義

この要領でいうマーク等とは、推進会議が定めたマーク等で、別紙1の使用例のとおり、シンボルマークの周囲にキャッチフレーズが必ず併記されたものをいう。

3 マーク等の使用目的

マーク等の使用については、北海道心の教育推進キャンペーンの趣旨に賛同する者にマーク等の使用を認め、心の教育推進の普及啓発を図っていくことを目的とするものであり、使用する者の事業又は広告あるいはそれらに係る商品やサービス等の内容や品質などを保証するものではない。

4 マーク等の使用申出

(1) マーク等を使用しようとする者は、マーク等使用申出書（別紙2）に関係書類（使用見本及び会社要覧などの事業概要がわかる資料等）を添えて推進会議に申し出なければならない。

ただし、次に該当する者はこの限りでない。

ア 公共団体

イ 学校

ウ 公益法人

エ 公共団体が構成員となっている協議会などの団体

オ 北海道、北海道教育委員会又は北海道警察本部が後援名義の使用を承認したもの

(2) 推進会議は、次の場合を除き心の教育推進キャンペーンの趣旨に賛同して、心の教育推進の普及啓発に寄与する事業又は広告を行う者に対し、マーク等の使用を承認するものとする。

ア シンボルマークを極度に変形させたり、キャッチフレーズの文言を変えて使う場合

イ 推進会議の信用又は品位を汚すと認められる場合

ウ 特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合

エ 公序良俗に反すると認められる場合

オ 心の教育推進キャンペーンの趣旨に反すると認められる場合

5 修正その他の措置

推進会議は、マーク等を使用する者に対し、使用方法の修正その他必要な措置を求めることができる。

6 使用の禁止及び使用承認の取消

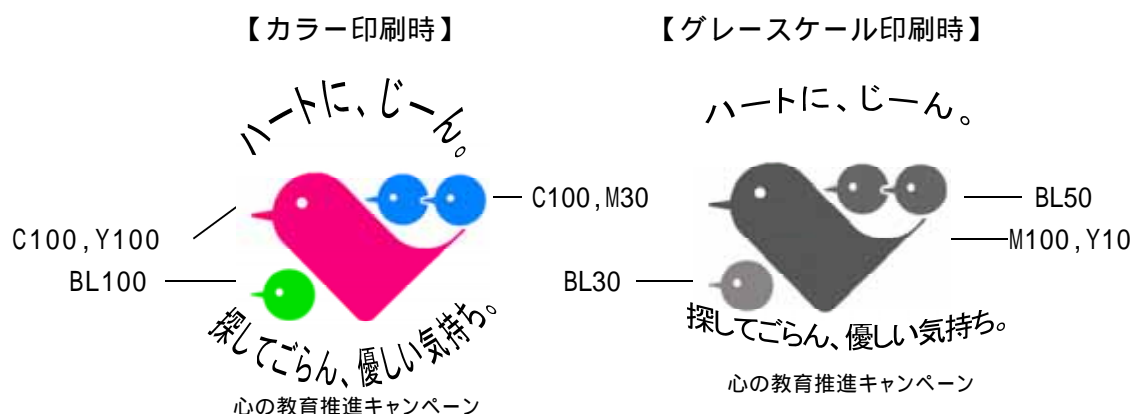
マーク等を使用する者が前項の措置に従わない場合は、推進会議は、マーク等の使用を禁止し、又は使用承認を取り消すことができる。

7 成果物の提出

マーク等を使用した者は、使用した物件を推進会議あて提出するものとする。

## 別紙1 使用例

使用するときには、シンボルマークの周囲にキャッチフレーズを必ず併記してください。



キャンペーンの趣旨や使用目的等を掲載することが可能な場合は、下記の例文を参考にしてください。

北海道心の教育推進会議では、子どもたちの生命を尊重する心、他者(ひと)に対する思いやりの心など、豊かな人間性を育てていくため、各種の広報紙などにより、学校、家庭をはじめ、企業や団体などへ普及、啓発活動を行うなど、キャンペーン活動を展開しています。

(事業者)では、この趣旨に賛同し、(事業者名)を企画、実施しています。

## 「キャッチフレーズ及びシンボルマーク」の使用申出書

【届出年月日】 平成 年 月 日

使用責任者 [法人・個人]	
住所・所在地	〒 -
電話番号及び ファックス番号	電話番号 ( ) - FAX番号 ( ) -
使用目的及び 展開場所等	
使用・表示方法 及びその形態	
使用期間	(自) 平成 年 月 日 ~ (至) 平成 年 月 日
主な訴求対象 (商品・サービス対象)	
その他、参考事項	(心の教育推進キャンペーンを応援していただくことになったきっかけ等について、記載ください。)
連絡責任者	

お願い：参考として、使用見本及び会社要覧などの事業概要がわかる資料等を適宜添付してください。